

特集 離島振興法改正

① 改正法への期待

- ・改正離島振興法に期する
全国離島振興協議会会長 白川博

25

② 改正法の概要

- ・離島振興法の改正について
国土交通省離島振興課

28

③ 改正法の成立

- ・与野党の想いを結集した新しい振興法
民主党 打越あかし
- ・格差是正を基本骨子とする法改正を実現
自由民主党 宮腰光寛
- ・徹底した現場主義で取り組んだ法改正
公明党 遠山清彦

36

40

44

④ 改正法の趣旨

- ・このわりをもつて臨んだ離島予算の明確化
みんなの党 桜内文城
- ・安心して住み続けられる離島を目指して
日本共産党 塩川鉄也
- ・自然の摂理としての離島振興
社会民主党 重野安正
- ・白らの島に誇りを持った発想と提案を
国民新党 下地幹郎

48

51

54

57

- ・改正離島振興法概説
民主党 打越あかし

60

⑤ 改正法条文

- ・離島振興法 新旧対照表

74

改正離島振興法に 期する

全国離島振興協議会会長 白川博一



議院国土交通委員会を経て、同本会議の採決までわずか六日という驚嘆すべきスピードであり、まさに同法改正に懸ける関係各位の熱意が強力に後押しをしたものと思います。

・本来の会期末直前に成立した改正法

全国の離島関係者が成り行きを注視しておりました改正離島振興法（離島振興法の一部を改正する法律）は、平成二四年六月二〇日、参議院本会議において全会一致で成立、同二七日に公布され、同二五年四月一日から予定通り施行されることとなりました。

混乱の増す政局の中で、臨時国会への審議繰り延べも懸念されたところでしたが、離島振興計画の策定や、来年度の事業実施に向けた予算要求というスケジュールを考慮すると、遅くとも第一八〇回通常国会会期中での成立が必須であり、結果的には、関係国会議員各位のご尽力のお蔭で本来の会期末（六月二日）直前に成立が実現いたしました。六月一五日の衆議院国土交通委員会上程から同本会議、参

評価に相応しい内容であり、私は離島振興の地平を切り拓く新しい法律の制定であると受け止めております。

・法改正実現までの経緯

平成二二年度、財団法人日本離島センターで組織した「島の将来を考える研究会」（座長…小林勇造社団法人日本リサーチ総合研究所理事長）では、新たな島の振興への期待として、海と空の交通政策、島の基盤づくり、定住環境の整備、島の地域資源を生かした各種雇用対策などの推進を骨子とする提言を取りまとめました。

また、全国離島振興協議会では、同二二年度に「離島振興法改正検討会議」（座長…阿比留勝利城西国際大学教授）を立ち上げて討論を重ね、離島市町村長の意見や現地調査の結果などを踏まえ、国益に資する離島の機能発揮のため、離

島への真の安定定住を可能とする改正を提起しております。

これらをもとに、「離島一括交付金（仮称）」や「離島特区制度（仮称）」の創設などを含めた抜本改正に向けて、本会をはじめとする離島振興関係四団体で政府・国会に対し、要請活動が続けてまいりました。

国会では平成二三年十一月、関係七党による「離島振興法改正に向けた与野党実務者会議」がスタート、本年五月まで都合一三回におよぶ協議が積み重ねられ、われわれからの要望もそのほとんどが盛り込まれた法律案が取りまとめられました。全党全会派が参画しての法改正協議は、昭和二八年に本法が制定されて以来はじめてのことであり、まさに法制史に特筆される議員提案立法の鑑とも言うべき、画期的な法改正となったわけです。

七党の代表と事務局担当議員は左記のとおりです（敬称略）。
民主党 山田正彦離島政策プロジェクトチーム座長（当時）／打越あかし同事務局長

自由民主党 武部勤離島振興特別委員長／宮腰光寛同事務局長

公明党 遠山清彦離島振興対策本部長／山本博司同事務局長

みんなの党 桜内文城政策調査会副会長（当時）

日本共産党 赤嶺政賢離島振興対策委員会責任者／塩川鉄也同事務局長

社会民主党 重野安正幹事長

国民新党 下地幹郎幹事長

・特筆すべき改正法の内容

改正法は、現行の二二ヶ条に一四ヶ条が新たに付け加わって計三六ヶ条構成となりました。国の責務規定や所管七大臣化、離島定住の促進などが明記され、人流・物流コスト低減に対する支援策、「離島活性化交付金」の新設、「離島特別区域制度」の検討条項も盛り込まれるなど、ソフト施策の大幅充実を図る内容となっております。

とりわけ、都道府県が作成する事業計画にもとづいて交付されることとなる「離島活性化交付金」については、各離島の実情に応じたきめ細やかな施策支援を期待しているところです。詳細なメニューなどはこれから政令で定められますが、既存の各種事業に加え、離島地域の活性化に資する新設ソフト事業についても、政令への記載が見込まれます。これまで各年度の予算措置に過ぎなかった各種事業に法的根拠が明記されることにより、予算確保がより確実なものとなるはずです。

また、「離島特別区域制度」についても、具体的な制度設計や法制化はこれからの大きな課題であり、離島ならではの制約を取り払う規制緩和策の実現など、島側からの要望を根底に据えた制度としていく必要があります。

・改正法への期待と課題

さて、われわれに課された喫緊の課題は、住民の意向を踏まえた真に実効性ある離島振興計画案の策定であり、また、新法の内容に見合う国家予算の確保に向けた努力であることは論を俟たないところです。離島振興計画案は、来年度から一〇年間を見据えた離島振興施策の礎となるものであり、今回の改正で計画案策定の際には離島住民の意見を反映させることが規定され、すでに住民との懇談などを進められている自治体もあることと思います。まずは、各島の実情に即した独自の振興計画案を確立することこそが肝要です。離島の置かれた苦境の改善、抱える諸問題の解決に向けてはこれからが本番であり、新法の精神をふまえたわれわれの創意工夫と気概が試されようとしております。関係都道府県においては、これらの手続きを踏んだ市町村計画案をできる限り尊重した計画を策定し、離島活性化交付金計画と合わせて所管省庁へ提出をいただきたい。国においては、これらの事業実施をしっかりと担保する事業予算を確保していただくようお願い申し上げます。

また、本法の附則には、「財源の確保に係る検討」「防災機能の強化を図るための財政上の措置等」などが挙げられており、いずれも必要な措置を講ずる旨が明記されております。附帯決議にも、ソフト事業支援施策の積極的な活用

をはじめ、離島航路・航空路の安定的な支援措置の検討、離島特区制度に関する新たな法整備の早急な検討などが記述されております。関係国会議員におかれては、この党派を超えた枠組みを生かし、今後も残された課題の解決に積極的に取り組んでいただきたいと心より願う次第です。

・本特集の構成について

今回の法改正特集では、まず国土交通省離島振興課より改正離島振興法の概要についてご報告いただき、続いて与野党実務者会議に参画された議員各位を中心に、各党お一方ずつ、改正法成立に至る経緯と議論の内容、離島振興政策の展望を含めたインタビュー記事を掲載しました。

さらに、実務者会議におけるとりまとめ役を担われた民主党の打越あかし離島政策プロジェクトチーム事務局長に、改正法各条文の趣旨について概説をいただきました。以上特集末尾の新旧対照条文とあわせてご覧になっていただければ、改正法の大要を把握できるものと考えます。

最後になりましたが、離島の実情をふまえた画期的な法制定に多大なご尽力をいただいた関係国会議員各位、法制局や国土交通省ほか関係省庁の方々、関係団体の皆様、法改正検討会議の有識者各位、そして本法成立を力強く導いてこられた高野宏一郎前会長をはじめ本会会員諸氏の積年のご努力に対し、あらためて心より厚く御礼申し上げます。■